

令和6年第2回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和6年4月24日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之

5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一

9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 永野英憲・ 教育長 道免 隆

会計管理者 円入忠義・ 総務課長 熊谷豊司・ 税務課長 宮吉保男

長寿福祉課長 園田秀秋・ 教務課長 村上英之・ 総務係長 出口智樹

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 山中秀之

議会事務局 中森博之

○議事日程

令和6年第2回上毛町議会臨時会議事日程

令和6年4月24日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 2号 上毛町固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第29号 上毛町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 8 議案第30号 令和6年度上毛町一般会計補正予算（第1号）

○ 会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和6年第2回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、8番 峯議員、9番 三田議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○4番（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

4月19日付で議長から第1回臨時会の運営について諮問を受け、本日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり、協議決定いたしました。

会期は本日1日とすることが適当であると決定しましたので報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）ありがとうございました。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長から同意1件、専決処分2件、条例制定1件、

補正予算1件の計5案件であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程を御覧ください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の上程を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、同意第2号、日程第5、議案第27号、日程第6、議案第28号、日程第7、議案第29号、日程第8、議案第30号、以上5件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和6年第2回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、同意案件1件、専決処分2件、条例制定1件、補正予算1件の計5案件であります。順次、御説明をいたします。

同意第2号、上毛町固定資産評価員の選任についてであります。固定資産を適正に評価するための固定資産評価員として、税務課長宮吉保男君を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるも

のであります。

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第29号、上毛町いじめ防止対策推進条例の制定についてであります。いじめ防止対策推進法に規定する基本理念にのっとりいじめ防止対策等に関する手続を可能とするために必要な事項を定めるに当たり、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第1号）であります。低所得者支援及び定額減税補足給付金のうち、令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯への給付並びに定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付を速やかに実施する必要があるため、関係経費4,490万円の増額補正を、また、議案第29号、上毛町いじめ防止対策推進条例制定に伴う関係経費128万4,000円の補正をお願いするものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）ありがとうございました。提案理由の説明が終わりました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、同意第2号、上毛町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本案につきましては、宮吉保男氏の一身上に関する議案でありますので、宮吉保男氏の退席を求めます。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）それでは、御説明申し上げます。

同意第2号、上毛町固定資産評価員の選任について、上毛町固定資産評価員に次の者を選任する。

令和6年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名、宮吉保男。生年月日、昭和■■■年■■■月■■■日生まれ。住所、上毛町大字■■■■。

理由でございますが、上毛町固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私の認識不足かもしれませんが、本人もおりますことで、皆様御存じのとおり、人物、識見あるいは経験は非常に優れたものがある御本人でございますが、この委員というものは既存の評価員が欠員したために補填としてなされるものか。この委員会自体は定数がなくて何人でも入れるというような類いのものか。その辺はいかがでございますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）固定資産評価員につきましては、上毛町固定資産評価員設置要綱に基づきまして設置することとなっております。具体的に申し上げますと、税務課長が充て職となっております。前税務課長の退職に伴い、新しく宮吉氏が税務課長になりましたので、それに伴い評価員に選任するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）その場合、こういう書類を提出する場合は、欠員が生じたために選任したというような表記はできないものですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）これは様式の話になりますので、従来からこういった様式、どこの町村もこういった様式で上げているということで御理解を願いたいと思います。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、同意第2号、上毛町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

本案の審議は終わりましたので、宮吉保男氏の入場を認めます。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第5、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(宮吉保男君) それでは、私から議案第27号について御説明を申し上げます。

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町税条例の一部を改正する条例)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和6年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次のページに、専決第2号として専決処分書を添付いたしております。

次のページをお願いいたします。このページから上毛町税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容につきましては、お手元にお配りをしております議案説明資料により説明をさせていただきたいと思っております。

なお、本条例の改正につきましては、今回の地方税法改正のうち、令和6年4月1日施行に係る部分についてのみの改正ということになっております。

資料1 ページの上段、税条例の一部改正の内容を御覧ください。

まず、職権による減免でございますが、第51条で町民税、第71条で固定資産税、第139条の3で特別土地保有税に係る減免措置について、減免事由に該当することが明らかであると認める場合に、それぞれ納税義務者からの申請を要することなく、職権による減免を可能とするものでございます。なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度以降、課税を停止中でございます。

続きまして、個人住民税の特別税額控除でございますが、附則の第7条の5から附則第7条の8までの新設によりまして、令和6年度に実施いたします個人住民税に係る定額減税を実施するための規定を設けております。

定額減税の概要につきましては、資料の次のページをお開きください。前年合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者を対象に、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を減税することになっております。現在、令和6年度住民税の賦課事務を進めておるところでございますので、上毛町における減収額は未確定となっておりますが、減収となる額につきましては全額国費により補填をされるということになってございます。

資料の前のページに戻っていただきまして、次にバイオマス発電設備等に対するわがまち特例の新設でございますが、附則第10条の2第14項で特定バイオマス発電設備、これは木材、竹等を使用するバイオマス発電設備ということになっております。附則第10条の2第24項で滞在快適性向上施設等の用に供する固定資産の固定資産税における課税標準の特例を新たに定めております。なお、現時点におきまして、本町でこの規定に該当する固定資産はございません。

続きまして、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しでございますが、附則第10条の3の規定によりまして、新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅について、管理組合等の提出書類による減額措置を可能とするものでございます。この規定につきましても、本町で該当する家屋はございません。

続きまして、土地の負担調整措置等の延長でございますが、附則第11条から第13条の規定によりまして、現行の土地の負担調整措置を延長するものでございます。

その他、地方税法等の改正による条ずれに伴う規定の整備、文言修正等を行っております。

以上、概略でございますが、税条例の一部改正についての説明を終わらせていただ

きます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）まず、職権による減免ということでございますが、第51条、第71条、第139条の3、この規定により職権による減免が可能となったという、この職権を行使する方は誰ですか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）この職権による減免でございますが、直近で言えば能登半島地震等で被災をされている方、明らかに減免事由に該当する場合に、本人からの申請が基本です。納期限前に本人からの減免の申請をいただいて減免ということになっておりますが、それを待たずに、状況からもう明らかになるということで、最終的な決定は町長になりますが、町長の権限によりまして減免をするという制度になっております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）町長がこれを執行するというところでございますが、これをやると、具体的に言うと近隣自治体のこれに対する減免措置、具体的には減免額がかなり自治体でバランスが崩れるということがございますか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）この項目につきましては地方税法で定められておりますので、近隣の自治体でばらつきが出るとかというようなことではなくて、本来、納税義務者からの申請を受けての減免措置の手続的な部分を改正するというところでございますので、減免の中身については今までどおり変わらないということになります。それぞれの自治体で持っている減免の制度にのっとして、減免は今までどおり行うということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第6、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(宮吉保男君) それでは、議案第28号について御説明をいたします。

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正する必要が生じたため、令和6年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

次のページに、専決第3号として専決処分書を添付いたしております。

議案書の次のページから、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容につきましては、税条例と同様に、お手元にお配りしております議案説明資料により御説明をさせていただきます。

資料の1ページ下段、国民健康保険税条例の一部改正の内容を御覧ください。課税限度額の引上げでございますが、第2条及び第23条におきまして、後期高齢者支援金等課税額の上限を22万円から24万円へ2万円増額しております。

高齢化の影響で医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が伸びない状況におきまして、保険税負担の上限を引き上げずに保険税率の引上げにより必要な収入を確保しようとした場合、高所得者層の負担に比べまして中間所得者層の負担が重くなるといったことが生じてまいります。一方、保険税負担の上限を引き上げた場合には、高所得者層により多く御負担をいただくこととなりますが、中間所得層に配慮した保険税の設定が可能となることから、今回、改正を行うものでございます。

続いて、軽減措置に係る軽減判定所得の基準の見直しでございますが、第23条の規定によりまして、軽減判定所得の基準見直しを行っております。5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得につきまして、被保険者1人当たり、5割軽減では5,000円、2割軽減では1万円、それぞれ増額し、軽減対象を拡充するものでございます。

以上、概略ではございますが、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）この第2条第3項のただし書中「22万円」を「24万円」に改める。あるいは第23条の第1項、「22万円」を「24万円」に改める等々ございますが、これは全国の自治体に追随したものでありましょうか、それとも本町独自の算定額でしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）地方税法の改正に伴いまして、税法に準じた改正ということになっております。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか、宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）分かりました。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○4番（岩花寛之君）今、説明があったとおり税法の変更に基づいてというところなんですけれども、こういうふうなところで高齢者の負担が上がるということでしょうけれども、これ、町として何かできることというか、こういうふうな負担増を防ぐためというところで、どこまでの権限があってできるのかというのと、高齢者福祉に当たってどういうふうな制度を今後すれば、こういうふうなところが上がっていかないの

かというのはどういうふうな感じで。税務課に聞くことではないかもしれませんが、
ども答えていただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君） 税務課長。

○税務課長（宮吉保男君） 条例改正の中で出てきております後期高齢者支援金等課税額
というものは、社会保険、国民健康保険共通の制度でございまして、各健康保険から
後期高齢者医療の支援を行うための制度でございまして、ですから、今回の改正は医療
費が増えているからということではなくて、必要な費用を確保するために税率を上げ
るのではなくて、限度額を上げて、所得の多い方からその限度額が増えた分の保険税
を確保するというところでございまして。後期高齢者医療そのものと連動しているとい
うことではなくてですね。当然、後期高齢者医療のほうの財政的にも厳しい状況はあろ
うかと思いますが、そういう中で国保税の仕組みを今回改正するというところでござい
ます。

○議長（荒牧弘敏君） ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げることと、
5割軽減、2割軽減の基準額を引き上げることで、国保会計へどのような影響がある
のか、どのように予想されているのかお伺いいたします。

それから、後期高齢者支援等課税額の課税限度額が22万円から24万円になる方
が何人ぐらいおられるのか。それから、2割軽減、5割軽減が新たに拡充されますが、
この方が何人ぐらいおられるのか、把握していれば説明を求めます。

○議長（荒牧弘敏君） 税務課長。

○税務課長（宮吉保男君） 令和5年度におきまして限度額超過の国保の加入世帯の方と
いうのは、上毛町では6世帯でございます。その世帯につきまして限度額が2万円上が
るということで考えれば、単純計算で保険税が12万円増えるということになります。

反対に軽減措置を拡充しておりますので、それにつきましてはちょっと把握はでき
ておりません。差引き財政的にプラスになるのかどうかというのは、また今年度の賦
課の状況を見てということになろうかと思っております。

それと、所得が毎年変動しますので、一概にこの制度改正によりまして保険料が増
えるとか減るとかということは、なかなか推計がしにくいということでございます。

○議長（荒牧弘敏君） いいですか、茂呂議員。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第28号に反対の立場から討論いたします。

5割軽減、2割軽減の基準額を引き上げ、軽減となる対象者を広げることは評価できますが、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げることは加入者に負担を求めることになるので、この議案に反対いたします。

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(荒牧弘敏君) 起立多数。したがって、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第7、議案第29号、上毛町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長(村上英之君) それでは、私のほうから御説明申し上げます。

議案第29号、上毛町いじめ防止対策推進条例の制定について。

上毛町いじめ防止対策推進条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。いじめ防止対策推進法に規定する基本理念にのっとり、いじめ防止対策等に関する手続を可能とするために必要な事項を定めるに当たり、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

次のページから条例となります。

条例の概要でございますが、まず平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、これを受けて教育委員会では上毛町いじめ防止基本方針を策定し、町内全ての小中学校においても、当該学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るための体制整備に努めてきました。しかし、全国的にいじめの重大事態を含む認知件数が増加傾向にあり、今後、上毛町においてもその対応が必要になってくると思われます。そのため、本町にいじめに対する姿勢として、町、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他関係機関等が連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、法律に基づいた基本理念やいじめ防止対策を定めるなど、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため本条例を制定するものでございます。

なお、本条例の制定につきましては、本年第1回定例会の予算決算常任委員会後に議員の皆様にご説明申し上げましたように、本年6月議会の条例制定について提案する方向で準備を進めておりましたが、京築教育事務所を通じて福岡県教育委員会から、今後未設定の市町村については可及的速やかに制定してほしいと強い要請がございましたので、その強い要請を受け、急遽、条例や規則の整備、それに伴う予算の準備などを行い、整備等が整いましたので今回提案するものでございます。

条例の内容につきましては、第1条、第2条において目的及び条文の定義、第3条において基本理念、第4条においていじめの禁止、第5条から第9条においては、町、教育委員会、学校、学校の教職員、保護者、住民等の責務や役割を定めております。また、第10条、第11条においては、町いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針の作成について、第12条から第14条においては、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会の設置について規定するものでございます。

また、委員の報酬につきましては、附則において、上毛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、別表を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。いじめ問題対策連絡協議会委員は月額4,000円、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員のうち、専門的な知識経験または識見を有する委員であって、当該知識経験または識見に基づき調査等委嘱された

事務を行う委員については、同一または類似の職種の公務員もしくは民間事業の従事者との均衡を考慮し予算の範囲内で定める額とし、その他委員は日額4,000円とすることを追加するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、この子供に対するいじめ防止対策、これ非常に、教育長、遅いですよね。もう現に近隣自治体もそうだし、全国で毎日のテレビ・新聞の報道でなされているところで、今頃こういったことを立ち上げるということは。

現に、平成26年に防止対策推進法がございまして、これにのっって今までやってきたんだと思いますけれども、やっぱり昔のいじめと現代のいじめというものは非常に多様化して、難しいところもございましょう。とにかく子供を守るのは大人であり地域社会であるということであれば、もっと早くからこれをやるべきであり、また、子供を守ってあげるような具体的措置を常に講じて、学校に安心して子供たちが行けるというような環境を整えてあげるということにおいて、これが後ればせながらできたということですが、ここまでこれができなかった要因は、教育長、何ですか。

○議長（荒牧弘敏君）教育長。

○教育長（道免 隆君）私のほうから御答弁させていただきます。

いじめについては、法が平成25年にできました。そして、それを受けて本町では、いじめ問題等対策連絡協議会を立ち上げる、あるいはいじめ防止基本方針というのを速やかに設定をしております。その中で教育委員会、学校の取組についても基本的に定めております。

今回この条例を制定させていただきましたのは、重大事態に対する対応について、今、調査委員会等を開催するに当たって予算の裏づけというのが方針だけではございませんので、そこを補完する意味でこの条例の制定をお願いするということでございます。

基本的な部分については、これまでも方針等を定めて、いじめ対策については本町においては実施をしまいいりましたということです。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 皆さん既に御承知のとおり、年々少子高齢化が進んでいるわけです。地域にとって、国家にとって、子供というのは宝物以外の何物でもない。そうすると、子供たちが健やかに成長していくためには、やっぱり地域のまとまり。子供を保護する、守ってあげるというのは、家庭にあっては両親であり、家庭から出た場合は地域社会、学校では学校がそれを守ってあげるのが一番当たり前のことですが、そういったことが今、学校の先生が手薄になっているのか、学校の管理状態があまりよくないのか、子供が、私どもが育った時代に比べると利便性はできたんですけども、心の貧困さのほうを優先しているような気がしてならない。そういう意味で、学校の先生並びにこういった地域がまとまって、こういった防止対策法にのっとなって、今後とも前向きにやっていただきたいと、そういうふうに思うわけでございます。

○議長（荒牧弘敏君） 答弁はいいですか。

○6番（宮本理一郎君） 教育長、答弁どうぞ。

○議長（荒牧弘敏君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 議員おっしゃるとおり、いわゆる子供を育てていく、そのためには学校、家庭、地域社会、みんなで、社会総ぐるみで子供を育てていくことが大切になってこようと思います。それぞれの役割、学校教育においては学校教育の役割がありますが、今、本町においては地域の方々の御協力をいただきながらコミュニティ・スクールという形で、地域の方にも同一目標で子供の目指す方向性を持っていただいて、そのために地域としてできること、家庭でできること等も協議をさせていただいているところです。今後もこのような取組を推進し、本町の子供が心豊かで健やかに成長できるよう、教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） いじめ防止対策推進条例の関係ですけど、私が3月議会で不登校児童の質問をいたしました、そのときにいじめ等はないという答弁がございました。だから、この推進条例が施行されても、こういう会議が開かれないことが望まれるとは思いますが、このいじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会等の委員さんの想定される職というか、そういう人を何人ぐらいを想定しているのか、どういう職

の人を充てようとしているのか、お答えください。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、委員の構成としては、弁護士、臨床心理士、大学教授等の専門的知識を有する者や学識経験者をと考えております。人数につきましては5名以内を想定しております。この部分につきましては今後規則に規定していきたいと考えております。

また、委員の選任に当たっては、公平性とか中立性、そういったのを担保する必要があります。利害関係のない第三者でなければいけませんので、県の教育委員会、県の弁護士会など、相談等を行って選定していきたいというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）非常に重大なことの条例が制定できたということでいいなというふうに思っておりますが、二、三質問させていただきたいと思います。

重大事態というようなことで先ほど説明がありましたが、用語として重大事態をきちっとうたうべきではないかなど。第13条に重大事態というようなことを書いておりますが、きちっとそこにうたうべきではないかなというふうに思っております。

それは、被害者児童生徒、加害者児童生徒というようなことをうたって、きちっとそれがどのようにしなくちゃいけないのか。いじめ防止に係る基本行動とか、早期発見の基本行動、それから、いじめに対処する基本行動とかいうものを入れるべきではないかということがないのが、どういう内容か説明をいただきたいのと、そういう中で、加害者生徒、被害者生徒の対応に対してどのように行うのか。いじめをなくすために生徒の役割はどのようなものなのかということもきちっとうたうべきではないかというふうに思っています。

学校は重大事態が発生したときに町に報告するというふうになっておりますが、それがどこにうたわれているのか。

それから、相談した生徒の保護をどういうふうに、寄り添って保護するのか、その辺が必要ではないかと思われるので、その辺をお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）教育長。

○教育長（道免 隆君）今たくさん質問がございましたので、メモが十分できてなくて答弁が不十分かもしれませんが、再度御質問いただければと思います。

まず、条例の中に、いわゆるいじめの定義等々を詳細に入れるべきではないかという御意見だったと思いますが、この条例については大枠を示すということで、その後、規則等の中で必要な部分を定めていくということで基本的に考えています。いじめの定義につきましては、もう法にしっかり定義されていますので、この法を受けての条例ということですので、そこまで細かく書く必要はないかなというふうには考えているところです。ただ、必要に応じて規則で定めると。

それから、すいません、順番が前後するかもしれませんが、町への報告等につきましても、この条例の中ではなくて規則等でもうたう必要が出てくるかもしれません。ただ、もう法の中にいわゆる報告等については定められていますので、それにのっとって行うということで、細かい文言について入れるかどうかは今後また検討させてもらいたいと思います。

それから、被害者保護ということ、児童の保護ということですが当然のことで、いわゆる重大事態等が発生した場合においては、まず、発生したいじめにより身体、財産等の被害、あるいは30日以上の不登校になるというような事態が生じた場合は、当然学校としては基本的にそのことについての調査を行って、そして、必要な指導、助言、保護者等を含めた今後の取組についての協議等も行っていくわけですが、当然そこに被害の児童をどう守るか。今後どのように被害生徒をいわゆる学校に、生活が通常の形で行えるようにしていくかということも当然協議する重大な部分だというふうに思っています。

それから……。すいません、また追加で御質問いただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） 追加はいいんですけど、要は規則まで含めて、きちっと明文化しておかないと。やっぱり町民が、町として、教育委員会として、学校としてどのようにやるんだということをきちっと分かるようにすることがとても大事じゃないかなと思います。

それと、相談をする児童生徒の保護とかいうのがとても大事で、そのことがまたいじめにつながっていくというようなことになったらいけないので、その辺の対処をやっぱり学校として、町として、教育委員会としてどのようにするかということをきちっとうたっていただきたいというふうに思います。

○議長（荒牧弘敏君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） その部分につきましては、法、条例等で定める中で、いじめ防止基本方針というのを定めています。本町においても平成31年にこれを改正しています。その中で、学校がすべきこと、教育委員会がすべきこと等を具体的にうたっておりますので。この法に基づいてそういった基本方針を定めていますし、その中で取組については行う方向性が理解できているというふうに思いますので、それも併せて御覧いただければというふうに思っているところです。

この規則の中にそのことをうたうということじゃなくて、基本方針で定めるという形でいきたいというふうに思っています。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） いろいろな方針を定めていますが、基本的には分かりづらいんですね。あっちを見たり、こっち見たりということじゃなくて、やっぱ筋が通った方針であるべきではないかなと思うんで、今後ともそういうふうに、より分かりやすい対応を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（荒牧弘敏君） ほかにありませんか。

峯議員。

○8番（峯 新一君） 対策委員、調査委員は合計で5名ですか。それと、年齢等を何歳以下になるのか分かれば。

○議長（荒牧弘敏君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 一応5名以内としたいと考えております。委員の年齢等につきましては、まだ何歳にするとか、そういった年齢ではなくて、先ほど申しましたように弁護士とか臨床心理士とか大学の教授のほうにお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君） 峯議員。

○8番（峯 新一君） そういう有識者が1日4,000円で働いてもらえるかどうか。

それと、例を出して悪いんですけど、今、吉富の議会あたりでもめていますよね。だから、暴力を振るう側、いじめる側と受ける側の感覚が全然違うんです。だから、そこらを調査委員、対策委員で選ぶんなら、なるべく年齢が若くて、親の年齢とかそういう関係で気持ちの分かる人じゃないと。まあ、年いった自分たち、じいさんの孫に対する思いとかそういうのではもう到底やり切れんと思うんですよね。だから、この設定はいいんだけど、何となくどこかしら足りないような気がするんですよね。

だから、これだけの仕事をして4,000円かと思うに……。でも、日額4,000円以内じゃない。いや、上のほうは1万円幾ら……。申し訳ないです。それで分かればよろしく申し上げます。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）この後、補正の予算のほうに計上させていただいておりますけれども、日額4,000円につきましては、各委員さん、その他の委員というふうになります。先ほど申し上げた弁護士、臨床心理士、大学教授等そういった方につきましては、表の上段の専門的な知識を有する者ということになりますので、予算の範囲の中で定めた額というふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）峯議員。

○8番（峯 新一君）こういう条例をつくる場合に、じゃあ金額を設定しなくて出すということですか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）今回、補正のほうにも予算を計上させていただいております。委員報酬として50万円上げております。この分につきましては、近隣市町、それとか既に設置している自治体等を参考にしながら予算のほうは計上しております。ただ、案件によっては報酬金額の変動とかもいろいろ考えられますので、今回、1回幾らというふうな金額を定めずに、予算の範囲内で定める額ということにさせていただいております。

先ほども申し上げましたように、案件によっては長期化する場合等も考えられますので、今上げている予算で不足等がもし生じる場合があれば、そのときはまた補正のほうでお願いしたいというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）2点お伺いしたいと思います。

まず、この問題の対策委員会というのは、いわゆる第三者委員会というふうなところと同義でいいかどうかです。近隣のところでいきますと、一度それを立ち上げて、報告書が不服だったということで、また県のほうで再度設置してというふうなことになるっておりますけれども、当町ではどういうふうに検討されているのかというのが一つ。

もう一つは、調査委員会の立ち上げというところで何か問題があったとき、よく重大事項があっているという報告がなかなか県なりに行かないというふうなところがあつておりますけれども、その辺りというのほうの町ではどういうふうな体制になって、報告するようになっているのか。そういうふうな報告が漏れがないようになっているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）この部分の条例でいいます対策委員会、この分が教育委員会の附属機関ということになります。第三者委員会ということになります。まずここで調査をして、委員会を組んで、最終的には報告書を上げていただきます。その報告書を当事者等に説明、報告をします。一応そこで終わります。

ただ、その下の問題調査委員会につきましては、これは町長が委員を選任するとなっております。この問題調査委員会につきましては、調査が不十分じゃないかとか、新たな事実が発生したとか、そういったことがあれば、町長が必要というふうなことを認めれば委員会を立ち上げて、調査した内容を再調査するというふうな形になります。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）教育長。

○教育長（道免 隆君）重大事態の報告については、当然こういった国の規定にのっとり、もしあればそれを行うような体制というのはしっかり取っているということですので。よろしいでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君)全会一致。したがって、議案第29号、上毛町いじめ防止対策推進条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君)日程第8、議案第30号、令和6年度上毛町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(熊谷豊司君)それでは、議案第30号について御説明いたします。

議案第30号、令和6年度上毛町一般会計補正予算(第1号)。

令和6年度上毛町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,618万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億218万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月24日提出。上毛町長、坪根秀介。

今回の補正予算の概要ですが、低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る経費並びに上毛町いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、関係経費の補正を計上しております。

予算書の8ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費において、先ほど申し上げました低所得者支援及び定額減税補足給付金を速やかに給付するための必要経費として、3節から18節にわたり、システム導入費等事務費経費及び給付金合計で4,490万円を増額補正しております。

今回の財源といたしましては、国県支出金として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金4,490万円を充当しております。

9ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費において、先ほど御可決いただきました議案第29号、上毛町いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、1節から11節にわたり、

委員報酬等関係経費合計で128万4,000円を増額補正しております。

以上、概略でございますが補正予算の内容でございます。

なお、質疑につきましては、内容により担当課長より御説明、御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）歳出の9ページですけれども、先ほどのいじめ対策の連絡協議会の委員報酬ということで、すいません、僕の解釈が違っていたのかもしれないけど、この条例の中では問題の対策委員会というのは、いじめの防止の対策を行うということになっていますよね。調査というのは、実際いじめがあった場合にその問題に対して調査する、いわゆる第三者機関というふうなところで、この補正予算に上がっている分というのは、その対策の分の予算なのか、調査の予算の部分なのか、そこがちょっとはっきりしないんですけれども。それとも、これを含めて両方ですね。対策もあり、それで調査もあれば、その予算を使ってということになるのか。もしくは、調査になれば、また別で補正予算を組まなければいけないのか。その辺りの内容を教えてください。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）この委員会の委員報酬ですけれども、先ほど御可決いただきました町のいじめ防止対策推進条例の第13条、いじめ問題対策委員会の委員の報酬というふうになります。ですから、調査をするということです。調査にかかる費用と。

すいません。上のいじめ問題対策連絡協議会の委員ですけれども、この委員さんの報酬につきましては、条例前が要綱で設置をしておりました。今回、条例を整備するに当たり、いじめ問題対策連絡協議会の分を条例の中に入れて、要綱を廃止する形になります。それに伴いまして、その下に報償費がございます。報償費11万2,000円を条例化、条例の中に入れましたので報酬という形になりますので、組替えを行っているということになります。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○4番（岩花寛之君）結局、僕が言いたいのは、13条の予算になるのか、14条の予算になるのかということなんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）この委員会委員報酬は13条の予算になります。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○4番（岩花寛之君）そしたら、先ほどちょっと聞いたんですけれども、13条は対策ですね。調査というふうな形になれば、また別途補正予算という形で予算を審議するような形になるのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）教育長。

○教育長（道免 隆君）すいません、課長の今、ちょっと分かりにくかったかもしれませんので、私のほうからお答えいたします。

9ページに上げておりますいわゆる報酬の部分で、まずいじめ問題対策連絡協議会委員報酬、これにつきましては第12条の分でございます。組替えを行ったということです。その下のいじめ問題対策委員会委員報酬5人分というのが13条の部分です。

先ほど御可決いただきました条例では、13条については設置を置くということをしています。ただ、町長が行う、先ほど言いました再調査ということになりますと、これは14条になりますが、これについては置くことじゃなく、置くことができるというふうに条例には書いております。ということで、現段階ではその必要がないということで、ここには上げていないということです。必要に応じて置くということになりますので。ということで御理解をいただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第30号、令和6年度上毛町一般会

計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は全て終了しました。

令和6年第2回上毛町議会臨時会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時05分